

# 綱島東口駅前地区街づくり協定

## 1 目的

本協定は、綱島東口駅前地区で調和のとれた街並みづくりの推進と、良好な商業環境、居住環境、生活環境を確保するための事項を定めたものである。

- (1) 日常生活の中心地として、再開発等による敷地や建物の共同化により、土地の高度利用を推進する。
- (2) 地区をブロックに分割し、そのブロック毎に再開発や共同化等による街づくりを推進する。
- (3) 来街者が、安心して快適に利用できる街を目指す。
- (4) 地域特性を活かした街づくりを行う。

## 2 協定の適用範囲

別図に記載する範囲とする。

## 3 協定内容

### (1) 1階の用途

駅前空間にふさわしい商業空間や、にぎわいを創出するため、道路に面した建物の1階部分は、物販・飲食・サービス業として商業の連担に配慮する。

### (2) 壁面後退

#### A 別図【ア】の範囲

##### ①新築、建替え、改修について

- ・快適で安全な歩行者空間を確保するために、建物の1階部分は前面道路から1.5m以上壁面後退する。
- ・東急東横線側の駅前道路部分は、道路から2m以上壁面後退する。
- ・後退部分の軒天までの高さは、路面から3m以上とする。
- ・後退部分につき看板を設置する場合は、路面からつき看板底面まで2.5m以上とする。

##### ②既存の歩道がある場合は、壁面後退部分とレベルを調整し歩道と段差が生じないようにする。

##### ③隣接建物が壁面後退を実施している場合は、レベルを調整し隣地との段差が生じないようにする。

##### ④壁面後退部分には、工作物、塀、擁壁などの築造物、店舗の接客用椅子・テーブル、看板、什器・備品、花壇（プランター）その他歩行の妨げとなるものを設置しない。

##### ⑤狭小敷地や狭小角地の場合

- ・敷地や建物の共同化に努める。地元組織（綱島駅東口周辺再整備連絡協議会、綱島東口商店会、綱島中町自治会等）はその支援を行う。
- ・施主（事業主）と地元組織との協議により壁面後退の優先道路と壁面後退距離を定める。

B 別図【イ】【ウ】の範囲

- ・歩行者空間を確保するために、1階部分は前面道路から1.5m以上壁面後退する。
- ・後退部分の軒天までの高さは、3m以上とする。

(3) 駐車場

駐車場出入り口の位置は、歩行者及び自転車の通行に支障のない位置とする。

(4) 駐輪場

用途に応じて必要台数分を確保する。

(5) 景観

A 建築物

特異な色を避け、近隣の環境を考慮した色彩、材質、建築デザインで街並みとの調和を図る。

B 広告物

広告物やサインは、必要最小限にとどめ、効果的なものとなるようにする。

C 設備

建築物の中にできるだけ納め、外部に出る場合は目隠しをするなど、その見え方に配慮する。

D 地区環境整備の工夫

地区の潤いを創出するために、緑化を推進する。

#### 4 地元との協議

本協定による協議は、施行主、施工者、地元組織代表（綱島駅東口周辺再整備連絡協議会、綱島東口商店会、綱島中町自治会）により行い、協定書締結後は各々が各1部を保管する。ただし、地元組織代表は複数組織を集約して1部とする。連絡先は、綱島駅東口周辺再整備連絡協議会とする。

#### 附則

この協定は、平成16年6月21日より施行する。

#### 附則

この協定は、平成28年6月26日より施行する。

( 別 図 )

